

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)	
地域名 (地域内農業集落名)	苅谷地区 (苅谷・苅谷中・苅谷下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・夷隅川に沿って農地が存在する。農地については、一団の土地となっており地域理解を得られれば集積を進めやすい地域と思われる。
- ・イノシシやキョン、ハクビシン等の獣害が確認されている。
- ・担い手の高齢化が課題であり、機械や資材等の高騰化により、負担が大きくなっているため、今後は担い手の後継者を育成することが必要。
- ・水稻の他にそばやブルーベリーを栽培している。
- ・道が狭い、水はけが悪いといった課題がある。
- ・当地区で生産された米は、食味が良く、国吉米(現在のいすみ米)として、献上米にも選ばれていた。
- ・耕作者6名で地域の耕作面積の半分程度を占めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業施設の老朽化も進んでいることから、施設の点検を行い、優先順位、費用対効果の検討が必要と思われる。(苅谷堰用水施設)
- ・イノシシ対策として、くくり罠の検討をする。
- ・水稻を主要作物としつつ、担い手を中心に集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・そばの生産については、機械がないと厳しいため、機械のレンタルやリースができれば、検討するの一つの手である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
夷隅中部土地改良区への加盟はしておらず揚水組合等で事務を行っているが、今後を考え、土地改良区への加入等の話し合いは必要と思われる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組予定はないが、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--